

(参考) 「総合経済対策」(平成4年8月28日)の実施状況

平成5年4月13日  
経済対策閣僚会議

決定事項	実施状況																					
<p>1. 公共投資等の拡大</p> <p>公共投資等については、公共用地の先行取得を含め次のとおり、総額8兆6,000億円の事業規模を確保する。</p> <p>(1) 一般公共事業については、引き続き施行の促進を図るとともに、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆4,000億円を追加する。</p> <p>(2) 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費5,000億円を追加する。</p> <p>(3) 国民生活基盤、研究開発基盤の充実を図るため、文教施設、研究施設等をはじめ各種施設等の整備を積極的に推進することとし、事業費5,500億円を追加する。</p> <p>(4) 公共用地の先行取得を含め公団等の事業費5,500億円を追加する。</p>	<p>・1兆3,000億円(事業費3兆4,000億円)を4年度補正により追加した(12月10日)。</p> <p>・配分に当たっては、住宅・下水道環境衛生等の生活関連分野に重点配分を行った。</p> <p>・3,722億円(事業費5,000億円)を4年度補正により追加した(12月10日)。</p> <p>・2,900億円(事業費5,500億円)を4年度補正により追加した(12月10日)。</p> <p>・日本道路公団、住宅・都市整備公団等については、用地の先行取得を含め、事業の施行促進を図ることとし、事業費2,968億円を追加し、これに対応して次のとおり財政投融资資金2,558億円を弾力条項により追加した(9月25日)。</p> <p style="text-align: center;">財政投融资追加</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本道路公団</td> <td style="text-align: right;">802</td> <td style="text-align: right;">億円</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路公団</td> <td style="text-align: right;">523</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阪神高速道路公団</td> <td style="text-align: right;">73</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本州四国連絡橋公団</td> <td style="text-align: right;">32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅・都市整備公団</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域振興整備公団</td> <td style="text-align: right;">128</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">2,558</td> <td></td> </tr> </table>	日本道路公団	802	億円	首都高速道路公団	523		阪神高速道路公団	73		本州四国連絡橋公団	32		住宅・都市整備公団	1,000		地域振興整備公団	128		合計	2,558	
日本道路公団	802	億円																				
首都高速道路公団	523																					
阪神高速道路公団	73																					
本州四国連絡橋公団	32																					
住宅・都市整備公団	1,000																					
地域振興整備公団	128																					
合計	2,558																					

決定事項

実施状況

(5) 地方単独事業についても、引き続き施行の促進を図るとともに、地域の実情に即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設等の住民に身近な社会資本の整備等を一層積極的に推進することとし、これに必要な地方債の追加等を行い、1兆8,000億円の事業費を確保する。  
また、公共用地の先行取得については、地方債の積極的活用等により、1兆円の事業費を確保する。

(6) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模8,000億円を追加する。

2. 公共用地の先行取得

公共事業等の円滑な実施を図るとともに土地取引の流動化にも資するため、地価動向に十分配慮しつつ、公共投資等の拡大のうち、次のとおり総額1兆5,500億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

(1) 用地の先行取得のための国庫債務負担行為について事業費1,500億円を追加する。

・道路整備特別会計等について、事業費2,500億円を追加し、これに対応して財政投融資資金1,981億円を4年度補正により追加した(12月10日)。

・9月補正予算の編成に先立って、全国総務部長会議(平成4年8月19日)において地方単独事業の追加及び公共用地の先行取得に積極的に対応するよう地方公共団体に要請した。

・平成4年9月25日付けで、平成4年度地方債計画を改定し、所要の地方債の追加を行うとともに、地方公共団体が地方単独事業の追加を行いやすいように、道路、河川等の事業費について地方債の充当率の引上げを行うほか、後年度の元利償還金の一部に交付税措置のある地方債の仕組みを活用することとした。

・これらを受けて、地方公共団体の9月議会等における地方単独事業費の追加計上額は、おおむね19,200億円となっている。

(事業費及び財政投融資資金の追加)

・住宅金融公庫の融資事業及び年金福祉事業団の被保険者住宅融資事業については、事業計画、資金計画の変更認可により、それぞれ5,000億円、3,046億円の事業規模を追加することとし、これに必要な資金としてそれぞれ財政投融資資金4,000億円、1,828億円を弾力条項により追加した(9月25日)。

(主な制度改善)

・3. 住宅投資の促進の(1)及び(2)を参照。

・用地の先行取得のための国庫債務負担行為について事業費1,500億円を4年度補正により追加した(12月10日)。

決定事項	実施状況
<p>(2) 道路整備特別会計、都市開発資金融通特別会計等において、用地の先行取得のため事業費2,500億円を追加する。</p> <p>(3) 日本道路公団、住宅・都市整備公団等における用地の先行取得のため、事業費1,500億円を追加する。</p> <p>(4) 地方公共団体等における用地の先行取得の促進を図るため、土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得債等による積極的な対応を図ることにより、全体として事業費1兆円の確保を図る。 また、日本国有鉄道清算事業団用地及び市街化区域内農地の先行取得については、利子負担軽減のため所要の措置を講ずる。</p> <p>(5) なお、土地取引の目安として地域の地価動向に関する情報を市場に提供するため、短期的な地価動向を迅速に把握、提供する体制の充実を図る。また、現下の地価動向にかんがみ、公共用地の先行取得が現在の地価を反映した適正な価格で行われるよう、各種地価情報の収集、活用体制の充実を図る。</p>	<p>・道路整備特別会計等について、事業費2,500億円を追加し、これに対応して財政投融資資金1,981億円を4年度補正により追加した(12月10日)。</p> <p>・日本道路公団、住宅・都市整備公団等が行う用地の先行取得について事業費1,568億円(うち156億円については翌年度支出予定)を追加し、これに対応して所要の財政投融資資金を弾力条項により追加した(9月25日)。</p> <p>・公共用地の先行取得については、9月補正予算の編成等において積極的に対応するよう地方公共団体に要請するとともに、地方債計画の改定に際し、公共用地先行取得等事業債の確保及びこれへの政府資金の導入を図った。</p> <p>・また、平成4年度から平成6年度までの間に日本国有鉄道清算事業団用地及び市街化区域内農地を先行取得する場合、これらに要した地方債等の金利負担の2%に対して交付税措置を講ずるほか、これらの用地の取得に係る公営企業金融公庫資金については臨時特別利率を適用することとした(10月1日)。</p> <p>・総合的な土地政策の一層の推進を図る観点から、各都道府県等に対して「短期地価動向検討委員会」の設置等について文書で要請した(9月1日)。</p> <p>・最近の地価動向に関する情報として、平成5年地価公示(1月1日時点)の結果を公表した(3月26日)。</p> <p>・適切な土地評価の推進について不動産鑑定士等に対し文書で指導した(9月1日)。</p> <p>・各発注機関に対し、公共事業等に直接必要な事業用地の先行取得を推進するとともに、各種地価情報の十分な収集、活用を通じて、最新の地価動向を踏まえた適正な価格で取得を行うよう文書で指導した(9月1日、12月10日)。</p> <p>・関係機関に対し、都道府県の用地対策連絡(協議)会に「地価情報連絡協議会」を設置して、用地担当部局と地価調査担当部局とが密接に連絡調整を図りつつ、定期的かつ組織的に地価情報の収集、活用等を図るよう文書により要請した(9月1日)。これを受け、全都道府県で同協議会が設置され、2月の短期地価動向調査及び3月の地価公示の結果を踏まえて第3回の協議会を開催しているところである。</p>

決 定 事 項	実 施 状 況																								
<p>3. 住宅投資の促進</p> <p>住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅建設を促進するため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団等の住宅融資制度を拡充する。</p> <p>(1) 住宅金融公庫</p> <p>① 貸付枠1万戸の追加を行うとともに、申込受付期間を拡大する。</p> <p>② 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（200万円）。</p> <p>③ 良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行220㎡を240㎡に改定）とともに、大型住宅の貸付限度額を増額する（100万円）。</p> <p>④ 優良分譲住宅等の購入を促進するため、貸付対象となる竣工後経過期間を延長す</p>	<p>・貸付枠54万戸を55万戸に拡大する等のため、9月25日、弾力条項の発動により財政投融资資金4,000億円（事業規模5,000億円）を追加した。</p> <p>・平成4年度の申込受付期間を次のとおり拡大した。</p> <p>第2回～4回マイホーム新築融資及び田園住宅融資の申込受付期間を拡大した。</p> <p>当初計画（102営業日）——→実績（121営業日）</p> <p>マンション融資、建売住宅融資の申込受付期間を通年受付とした。</p> <p>・住宅金融公庫法施行令等の一部改正（10月14日施行）などにより、次のとおり特別割増貸付けの貸付限度額を引き上げ、7月20日に遡及して適用した。</p> <table border="1" data-bbox="1249 778 1921 1152"> <thead> <tr> <th></th> <th>改、訂 前</th> <th>改 訂 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人住宅建設</td> <td>900万円/戸</td> <td>1,100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>（建築費）</td> <td>（450万円/戸）</td> <td>（600万円/戸）</td> </tr> <tr> <td>（土地費）</td> <td>（450万円/戸）</td> <td>（500万円/戸）</td> </tr> <tr> <td>優良分譲住宅購入等</td> <td>900万円/戸</td> <td>1,100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>中古住宅購入</td> <td>900万円/戸</td> <td>1,100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>民間賃貸住宅建設</td> <td>320万円/戸</td> <td>500万円/戸</td> </tr> <tr> <td>住宅改良</td> <td>100万円/戸</td> <td>200万円/戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>・住宅金融公庫業務方法書の一部改正（9月1日認可）などにより、貸付対象となる住宅の面積上限を220㎡から240㎡に引き上げ、8月31日に遡及して適用した。</p> <p>・住宅金融公庫法施行規則の一部改正（10月14日施行）などにより、大型住宅に係る貸付限度額を2,200万円から2,300万円（優良分譲住宅の購入の場合）に引き上げる等の措置を行い、7月20日に遡及して適用した。</p> <p>・優良分譲住宅の購入など新築住宅貸付けの対象となる竣工後経過年数を2年以内から3</p>		改、訂 前	改 訂 後	個人住宅建設	900万円/戸	1,100万円/戸	（建築費）	（450万円/戸）	（600万円/戸）	（土地費）	（450万円/戸）	（500万円/戸）	優良分譲住宅購入等	900万円/戸	1,100万円/戸	中古住宅購入	900万円/戸	1,100万円/戸	民間賃貸住宅建設	320万円/戸	500万円/戸	住宅改良	100万円/戸	200万円/戸
	改、訂 前	改 訂 後																							
個人住宅建設	900万円/戸	1,100万円/戸																							
（建築費）	（450万円/戸）	（600万円/戸）																							
（土地費）	（450万円/戸）	（500万円/戸）																							
優良分譲住宅購入等	900万円/戸	1,100万円/戸																							
中古住宅購入	900万円/戸	1,100万円/戸																							
民間賃貸住宅建設	320万円/戸	500万円/戸																							
住宅改良	100万円/戸	200万円/戸																							

決定事項	実施状況									
<p>る（現行2年を3年に延長）。</p> <p>⑤ 中古住宅市場を活性化するため、中古住宅に対する融資制度を拡充する（金利の基準金利への引下げ、償還期間の延長、特別割増貸付けの200万円増額）。</p> <p>⑥ 良質な民間賃貸住宅の建設を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（180万円）。</p> <p>⑦ 住宅の改良を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（100万円）とともに、マンション管理組合に対する債務保証限度額を引き上げる（現行50万円を100万円に改定）。</p> <p>⑧ 駐車場整備を促進するため、住宅建設に伴う駐車場設置に係る融資制度を拡充する（戸建住宅を駐車場割増貸付けの対象に追加する等）。</p> <p>⑨ 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する（現行融資率5～8割を8～9割に改定）。</p>	<p>年以内に延長し、8月31日以後適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅金融公庫法等の一部改正（12月16日施行）などにより、中古住宅に係る貸付けについて、金利を基準金利へ引き下げるとともに、償還期間の延長を行った。</li> <li>・前ページ表参照</li> <li>・（財）マンション管理センターが債務保証を行うことにより無担保で非法人であるマンション管理組合に貸し付けられる住宅改良資金の貸付限度額を50万円/戸から100万円/戸に引き上げた（10月14日実施）。</li> <li>・戸建て住宅の建設又は購入に伴う駐車場設置に係る貸付けについて100万円の割増融資制度を創設した（10月14日実施）。</li> <li>・駐車場設置に係る割増融資制度の適用対象となる要件を緩和し、設置率（駐車可能台数/住戸数）を100%から80%に引き下げるほか、東京圏、大阪圏において機械式等の駐車施設の設置率が40%以上の集合住宅団地に係る割増融資の限度額を100万円/戸から200万円/戸に引き上げ、7月20日に遡及して適用した。（10月14日実施）。</li> <li>・公的主体が行う宅地造成に係る融資率を80%から90%に引き上げるなど宅地の造成等に係る融資率を5～8割から8～9割に引き上げ、7月20日に遡及して適用した（10月14日実施）。</li> </ul> <p>以上の申込受付期間の拡大や制度の拡充等により平成4年度の住宅金融公庫の申込受付戸数は、</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>マイホーム新築融資</td> <td>： 349,179戸</td> <td>（対前年度比22.9%増）</td> </tr> <tr> <td>マンション融資</td> <td>： 27,215戸</td> <td>（ " 80.6%増）</td> </tr> <tr> <td>建売住宅融資</td> <td>： 63,787戸</td> <td>（ " 23.1%増）</td> </tr> </table> <p>となった。</p>	マイホーム新築融資	： 349,179戸	（対前年度比22.9%増）	マンション融資	： 27,215戸	（ " 80.6%増）	建売住宅融資	： 63,787戸	（ " 23.1%増）
マイホーム新築融資	： 349,179戸	（対前年度比22.9%増）								
マンション融資	： 27,215戸	（ " 80.6%増）								
建売住宅融資	： 63,787戸	（ " 23.1%増）								
<p>(2) 年金福祉事業団 年金福祉事業団の特別貸付けの被保険者期間区分の見直しを行うとともに、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行220㎡を240㎡に改定）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金福祉事業団貸付業務方法書の一部改正（9月18日認可）により年金福祉事業団の住宅融資の貸付対象となる住宅の面積上限を220㎡から240㎡に引き上げ、8月31日に遡及して適用したほか、特別貸付けの被保険者期間区分を下表のとおり見直して貸付限度額を引き上げることとした（10月19日実施）。</li> </ul>									

決定事項

実施状況

(特別貸付金)

厚生年金



が今回の措置

被保険者期間		10年以上	15年以上	20年以上	25年以上
		15年未満	20年未満	25年未満	
一 般	新築住宅・新築購入住宅・ 住宅改良・既存(中古)購 入住宅〔耐火構造〕	320万円	410万円	610万円	670万円
		410万円		670万円	
住 宅	木造等中古住宅購入 〔耐火構造以外の既存中古 住宅〕	220万円	290万円		
		290万円		450万円	

(3) その他

勤労者の持家取得を促進するため、雇用促進事業団及び住宅金融公庫等の勤労者財産形成持家融資制度を拡充する(貸付最高限度額の引上げ等)。

・勤労者財産形成促進法施行令の一部改正(10月14日施行)などにより、貸付最高限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げ、8月31日に遡及して適用した。

・勤労者財産形成促進法施行令の一部改正(12月16日施行)などにより、中小企業勤労者の良質な既存住宅の取得について、特別利子補給制度の対象とするとともに、償還期間を延長した。

・雇用促進事業団勤労者財産形成業務方法書等の一部改正(9月22日施行)により、貸付対象となる住宅の面積上限を220㎡から240㎡に引き上げ、8月31日に遡及して適用した。

・新築住宅貸付けの対象となる竣工後経過年数を2年以内から3年以内に延長し、8月31日に遡及して適用した。

決定事項

実施状況

4. 民間設備投資の促進

(1) 設備投資を促進するための税制上の措置

省力化、合理化関連等の民間設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用、研究開発に資する設備約130設備を、中小企業新技術体投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制、基盤技術研究開発促進税制の対象に追加する(10月1日実施)。本措置により、直接対象となる設備のほかそれに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

(2) 政府関係金融機関の融資の活用等

民間設備投資を促進するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等において総額9,000億円程度の貸付枠の追加等を行うとともに、省力化、省エネルギー、環境対策投資等のための融資制度を拡充する。

(3) 電力事業、ガス事業、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施

① 電力事業及びガス事業について平成4年度中に、1,300億円程度を目途に投資等の追加に努力するとともに、平成5年度から平成4年度下半期に発注を5,000億円程度繰り上げるよう要請する。

なお、電力事業については、平成4年度及び平成5年度において合計で過去2年間の投資規模(約8兆円)を約1兆円以上上回る設備投資を見込んでおり、その円

・以下のとおり合計130設備を3税制の新たな対象とした(9月28日告示、10月1日施行)。

中小企業新技術体投資促進税制	45設備
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	62設備
基盤技術研究開発促進税制	23設備

・手引書を作成し、マスコミ及び業界団体に対して配布するなど、制度の利用促進のため積極的なPR活動を実施した(9月28日)。

・設備投資減税の利用状況及び付随投資額を把握するため、関係省庁、団体等に協力を要請し(9月28日)、現在3月末日時点の調査を実施中。

・北海道東北開発公庫に対し500億円の貸付枠の追加を実施することとし、所要の財投追加を行った(9月25日)。

・日本開発銀行に対し7,000億円の貸付枠の追加を実施することとし、与信限度倍率に係る日本開発銀行法の一部改正を行うとともに、所要の財投追加を行った(12月10日)。

・日本開発銀行、北海道東北開発公庫の省力化設備投資促進融資制度の金利を引き下げた(9月1日)。

・日本開発銀行のエネルギー有効利用融資制度、オゾン層保護対策設備導入促進融資制度について、対象設備の追加等の拡充を行った(10月15日)。

・通商産業省から電気事業連合会、日本ガス協会に対して設備投資の追加等を要請した(8月28日)。

・これを受け、両業界では、設備投資等の追加及び繰上げ発注について、それぞれ3月末現在で100%実施した。

決 定 事 項

実 施 状 況

滑な実施を図るよう要請する。

- ② NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者については、平成5年度の設備投資の前倒し及び設備投資額の上乗せにより、平成4年度の設備投資額を更に700億円程度追加（これによって平成4年度の設備投資額は合計2兆6,300億円程度）すべく努力するよう要請する。

5. 中小企業対策等

厳しい経営環境下において、中小企業に対する一層の金融の円滑化を図るとともに、中小企業の構造改革を促進するため、政府関係中小企業金融機関等を通じ、以下のような措置を講ずること等により、総額1兆2,000億円規模の貸付枠の追加等を実施する。

(1) 中小企業の経営安定対策

- ① 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、国民金融公庫及び中小企業金融公庫等の貸付限度額に大幅な別枠を設けること等により貸付規模を拡大する。

- ② 中小企業の経営安定を図るために必要な低利資金を供給するため、緊急経営支援

・郵政省から、社団法人電気通信事業者協会に対して設備投資の追加を文書で要請した（9月1日）。これを受け、同協会は、第一種電気通信事業者に対して同様の要請を文書で通知し、第一種電気通信事業者はこれを踏まえ設備投資の追加を実施した。

・国民金融公庫及び中小企業金融公庫等の貸付限度額に平成4年度末を期限に大幅な別枠を設けることとした（9月16日）。さらにこの措置を5年度においても6か月間継続することとした。

国民金融公庫

直接貸付 別枠2,000万円（現行：一般貸付 4,000万円）

代理貸付 別枠2,000万円（現行：一般貸付 2,000万円）

中小企業金融公庫

直接貸付 別枠2億円（現行：一般貸付 4億円）

代理貸付 別枠1億円（現行：一般貸付 1億円）

・上記措置等により、下記のように貸付規模を拡大するとともに所要の財投追加を4年度補正予算で措置した。

国民金融公庫 5,170億円

中小企業金融公庫 3,370億円

・中小企業体質強化資金助成制度において緊急経営支援貸付制度を創設した（12月14



決定事項

実施状況

貸付制度を中小企業体質強化資金助成制度において創設する。

- ③ 小企業等の経営安定を図るため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）等の貸付限度額を引き上げる。

(2) 中小企業の構造改革のための設備投資促進等

- ① 時短促進のための省力化、環境対応、流通業対策等中小企業が必要とする構造改革を支援するため、政府関係中小企業金融機関及び中小企業体質強化資金助成制度を通じた低利資金の融資制度を設ける等の措置を講ずる。

- ② 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用等に資する設備を、投資促進税制の対象に追加する。

- ③ 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒して実施する。

- ④ 中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う。

日、期間1年間)。

貸付利率：3.8%±1%の範囲内で都道府県等が定める金利(4月5日現在)。  
・国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度等の貸付限度額500万円に100万円の別枠を追加した(10月1日、期間1年間)。

・構造改革を支援するため、次のような低利融資制度の創設等を行った。

中小企業時短促進緊急特別貸付制度(12月14日、期間2年間)

貸付利率：4.1%(4月5日現在)

中小企業環境規制対応特別貸付制度(12月14日、期間2年間)

貸付利率：4.1%(4月5日現在)

環境対応事業転換等貸付制度(12月14日、期間2年間)

貸付利率：4.4%±1%の範囲内で都道府県等が定める利率(4月5日現在)

中小流通業発展基盤整備特別貸付制度(12月14日、期間2年間)

貸付利率：3.9%(4月5日現在)

・設備投資を促進するための税制上の措置として3税制について合計130設備を新たな対象としており(4(1)参照)、特に中小企業固有の設備としては以下のとおり67設備を新たに追加した(9月28日告示、10月1日施行)。

中小企業新技術体投資促進税制 45設備

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 22設備

・手引書を作成し、マスコミ及び業界団体に対して配布するなど、制度の利用促進のため積極的なPR活動を実施した(9月28日)。

・設備投資減税の利用状況及び付随投資額を把握するため、関係省庁、団体等にその協力を要請し(9月28日)、現在3月末日時点の調査を実施中。

・各都道府県に対し、高度化融資事業の前倒しのため、高度化事業計画の診断の早期実施、事業実施主体である組合に対する工事の前倒し着工の指導等を行うよう要請した。

・中小食料品小売業者等の流通の改善を図るため、卸売施設等に対する農林漁業金融公庫の低利融資制度を平成6年12月まで2年間延長する(12月17日)等の措置を講じた。  
貸付利率：4.4%(4月5日現在)